

## 議会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 平成30年10月18日（木）～19日（金）

2 視察先及び視察事項

（1）新潟市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 議会改革等の各種取組について
- ⑫ 大学とのパートナーシップ協定作業部会の取組について

（2）長岡市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 議会改革等の各種取組について
- ⑫ 政策条例制定への取組について

3 視察委員

委員長	橋	本	勝
副委員長	山	田	晴彦
委員	山	崎	直史
同	原	典	之
同	野	田	雅之
同	沼	沢	和明
同	かわ	の	忠正
同	山	田	益男
同	岩	隈	千尋
同	堀	添	健
同	市	古	映美
同	勝	又	光江
同	宗	田	裕之

#### 4 視察概要一①

##### (1) 視察先

新潟県新潟市

##### (2) 視察月日

10月18日(木)

##### (3) 対応者

議会事務局議事課長

議会事務局調査法制課長



##### (4) 調査項目

###### ① 議会の構成について

###### (1) 条例定数

51人(平成25年9月30日)

現員49人※欠員2人

###### (2) 会派所属議員数(平成30年10月18日現在)

保守市民クラブ	12人
新市民クラブ	11人
日本共産党	6人
民主にいがた	5人
新潟市政クラブ	5人
新潟市公明党	4人
市民ネットにいがた	3人
無所属	3人

###### ② 議会の役職等について

###### (1) 正副議長の選出方法

本会議における選挙(投票)

※平成23年度より、正副議長選挙に係る所信表明会を実施している。

###### (2) 議選監査委員の選出方法

代表者会議にて協議

###### (3) 常任委員会の正副委員長の選出方法

幹事長会議にて協議

###### ③ 本会議の質疑・質問等について

###### (1) 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

ア 代表質問・質疑

(代表質問)

2月定例会及び改選後初の定例会において行う。

質問方式 : 一括質問・一括答弁のみ

発言時間 : 1回目の質問は30分以内(再質問を含まない)

発言回数 : 再々質問(3回目)まで

質問残時間 : 1回目の発言残時間のみ表示(30:00スタートから1秒ずつ減じていく)。なお、職員が手動で操作している。

(代表質疑)

行っていない。

イ 一般質問(個人質問)

日程 : 毎定例会4日間(1日目は13:30開議、2日目から4日目までは10:00開議)

※質問の順序は、通告締切後、通告者のくじ引きにより決定。質問日の割り振りは、議運で協議の上決定。

質問方式 : 一括質問・一問一答または分割質問の選択制

発言時間 : 一問一答・分割…30分以内(再質問を含む)。答弁を含めた全体時間は60分以内を目途とする。

一括…1回目の質問は30分以内(再質問を含まない)。

発言回数 : 一問一答・分割…制限なし

一括…再々質問(3回目)まで

質問残時間 : 議場の残時間表示は下記の2種類。いずれも職員が手動で操作。

①全体残時間…60:00スタートから1秒ずつ減じていく

(基本的に、全ての質問が終わるまでストップしない)

②発言残時間…30:00スタートから1秒ずつ減じていく

(議員の発言ごとにストップ/スタートを繰り返す)

(2) 通告方法について

ア 代表質問

招集日の本会議終了後概ね1時間以内に質問通告書を提出。

イ 一般質問

一般質問日の3日前(休日は含めない)の正午までに質問通告書を提出。質問通告書には、質問方式の別、通告要旨をすべて明記し、要旨を明確化する。

※分割質問を選択する場合は、分割箇所を記載する。

④ 討論について

(1) 通告方法について

通告制は採っておらず、議運にて討論の有無（あれば討論者の氏名、賛成・反対の別）を確認している。

(2) 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

特に定めていない（全会一致賛成討論の事例は複数あり）

⑤ 議会運営委員会について

(1) 定数

13人

(2) 任期

1年

(3) 設置根拠

新潟市議会委員会条例

(4) 委員及び正副委員長の選出方法

（委員）各会派交渉権を有する会派（会派構成員3人以上）の構成員数を4で除し、端数を四捨五入して得た数を割り当てる。

（正副委員長）幹事長会議にて協議。

(5) 協議事項の決定方法

申し合わせ等は特になし

(6) 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

ア 請願

なし

イ 陳情

30件（採択0件・不採択29件・取下げ1件）

（主な内容）

政務活動費、議会報告会、議員定数、陳情書の処理など

⑥ 予算審査について

特別委員会を設置していない。

※ 各常任委員会に分割付託して審査している。各常任委員会では、その他付託議案とともに、審査（5日）及び意見・要望・採決（1日）を行っている。発言人数・時間等の制限はなく、質疑は事前通告制ではない。また、委員長報告を行っている。

⑦ 決算審査について

(1) 特別委員会設置時期

企業会計の決算議案は9月定例会初日に提案され、所管常任委員会に付

託して、9月定例会会期中に審査・採決を行っている。

一般会計及び特別会計の決算議案は、9月定例会の一般質問最終日に追加提案され、質疑終了後、決算特別委員会（議長及び議選の監査委員2人を除く全議員で構成）を設置し、9月定例会後に閉会中の継続審査を行っている。

審査日程は、7日間（決算特別委員会での総括説明1日、常任委員会単位での各分科会審査4日・意見開陳1日、決算特別委員会での採決1日）

## (2) 正副委員長の選出方法

各会派代表者会議において協議している。

分科会正副委員長は幹事長会議において協議している。

## (3) 審査方法

企業会計については9月定例会初日に提案され、所管常任委員会に付託して、9月定例会会期中に審査・採決を行っている。

一般会計及び特別会計については、決算特別委員会の設置を議決した本会議終了後、1回目の決算特別委員会を開き、正副委員長互選を行い、その後各分科会で各分科会正副委員長互選が行われる。

2回目の決算特別委員会は、定例会会期末に開き、閉会中の継続審査及び審査日程等を決定している。

9月定例会閉会後に3回目の決算特別委員会を開き、副市長及び教育長説明（質疑）、監査委員の決算審査意見書の概要説明（質疑）を行っている。

翌日から、各分科会に分かれ、審査（4日）・意見開陳（1日）を行い、議事整理日を1日において、4回目の決算特別委員会では、各分科会委員長報告（質疑）、補足質疑、各会派意見開陳の後、採決を行っている。

発言については、本委員会・各分科会とも、発言人数・時間等の制限はなく、質疑は事前通告制ではない。

## ⑧ その他の特別委員会について

### (1) 設置時期

改選後の初めての定例会、また必要の都度設置している。委員会の名称、付議事項は各会派代表者会議で協議し、構成等は議運で協議している。現在、4つの調査特別委員会を設置している。

本市も政令市になった平成19年6月より「大都市行財政制度調査特別委員会」を設置し、指定都市の要望運動等を行っている。

また、平成26年には、初めて総合計画を審査するために特別委員会を設置し審査を行った。

### (2) 正副委員長の選出方法

各会派代表者会議で協議している。

(3) 審査方法

委員会は、付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができることとしている。また、事例は少ないが、議案及び請願・陳情を特別委員会に付託することもある。

委員会が調査研究の結論もしくは一定の方向性を得たとき、または議員の任期が満了するときは、本会議において中間報告もしくは最終報告を行っている。

⑨ 常任委員会について

(1) 常任委員会数（定数）及び各常任委員会開催日数（うち閉会中の開催日数）

平成 29 年実績

常任委員会名	定数	開催日数	うち閉会中開催日数
総務委員会	12 人	31 回	2 回
文教経済委員会	13 人	26 回	0 回
市民厚生委員会	13 人	26 回	0 回
環境建設委員会	13 人	27 回	0 回

(2) 閉会中の継続審査及び調査について

ア 本会議での議決内容

閉会中の継続審査（調査）申出書にて、本会議最終日に議決している。

(3) 請願・陳情の審査

ア 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

本市も会議規則で規定しているが、事例は少ない。（直近は平成 17 年）

イ 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

委員会で諮り、趣旨説明を求めることが決定した場合、委員協議会において、趣旨説明を認めている。（1 人おおむね 5 分程度）

(4) 傍聴者への資料提供について

平成 19 年 6 月定例会から委員会資料の配付を開始した。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

(1) 平成 29 年の受理件数

請願 4 件

陳情 55 件

(2) 平成 29 年の処理状況

請願（採択 0 件、不採択 4 件、継続審査 0 件、取下げ 0 件）

陳情（採択 8 件、不採択 21 件、継続審査 2 件、取下げ 0 件、その他 24 件）

### (3) 請願と陳情の取扱いの差異

基本的に紹介議員に関する部分以外の差異はなく、いずれも委員会付託の上、委員会にて審査・採決したのち、本会議で委員長報告を経て採決している。

但し、陳情については、平成 29 年 5 月より「陳情書の処理についての申し合わせ（※）」を施行しており、議長が同申し合わせに該当すると判断するものについては、議運で協議の上、委員会付託をしない場合がある。

(※)・・・違法又は明らかに公序良俗に反するもの、著しく個人・団体を誹謗中傷するもの、採択・不採択等の議決のあった請願・陳情と同趣旨で特段の状況変化がないものなど、9 項目で構成。

また、郵送による陳情は、所管委員会に付託せず、議会運営委員会への報告にとどめることとしている。

### (4) 付託の時期

毎定例会の招集日、一般質問最終日、最終日の本会議において、請願・陳情文書表の机上配付をもって付託。

※ 上記各付託日の議事日程を確認する議運開会日の 3 日前（休日は含まない）を提出締切としている。

### (5) 審査方法

定例会中に委員会の請願・陳情審査日を 1 日設け、審査を行う。

(審査の流れ)

①提出者からの趣旨説明 ※非公式の委員協議会に切換えて行う

(希望者のみ。説明は 1 件につき 1 名、5 分程度。質疑応答あり)

②審査

(委員から質疑があれば所管課長等が答弁。その後、委員間討議を行う)

委員会における採決は、議案採決日にあわせて行う。

本会議においては、委員会審査報告書を机上配付の上、委員長報告を行い、採決を行う（通常、議案と一括して議題とする）。

意見書等の提出を求める請願・陳情が本会議で採択された場合、日程に追加し、当該意見書の提出を議題とする（通常、議員提案の形による）。

### (6) 分割付託

新潟市議会先例にて「内容が異なり相互に関連を有しない 2 以上の内容を有する請願・陳情は、所管の有無にかかわらず 2 以上の請願・陳情が提出されたものとみなす」と規定しており、内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、それぞれの委員会に付託している。

採決については、1 つの委員会に付託された請願・陳情の内容が数項目にわたるものは項目別に採決する場合がある。

### (7) 個人情報取扱い

請願・陳情文書表はホームページに掲載しているが、その際、提出者の住所・団体名・氏名は削除している。

⑪ 議会改革等の各種取組について

(1) 新潟市議会における議会改革の主な取組み

- ア 議会基本条例の制定
- イ 議会改革推進会議の設置
- ウ 一般質問への一問一答方式の導入
- エ 議会報告会の開催
- オ 決算審査の実施方法の変更 他

(2) 議員提案による政策的条例案の取組

ア 新潟市農業及び農村の振興に関する条例（平成 19 年 9 月制定）

制定を目指す議員が市農業政策課と意見交換を行い、素案を作成した。平成 19 年 9 月に議会運営員会に素案を提出し条例案が確認され、本会議上程後、委員会付託を経て可決され、公布日から施行された。

イ 新潟市中小企業振興基本条例（平成 26 年 7 月制定）

商業振興議員連盟が素案を作成し、平成 26 年 5 月に条例制定について議長に申し入れをおこなった。これを受けて、議会運営委員会で条例検討会の設置が確認され、議会として取り組むこととなり、議会内に条例検討会を設置してパブリックコメントや経済団体等との意見交換会を経て本会議に上程され、委員会付託を経て平成 26 年 7 月に可決され、同年 10 月から施行された。

ウ 新潟市歯科口腔保健推進条例（検討中）

歯科保健推進・健康支援新潟市議会議員連盟が素案を作成し、平成 30 年 9 月 3 日に条例制定について議長に申し入れを行った。これを受けて、9 月 4 日の議会運営委員会で条例検討会の設置が確認され、議会として取り組むこととなった。現在、12 月定例会での成立を目指してパブリックコメントを実施している。

エ 新潟市手話言語条例（検討中）

平成 30 年 2 月定例会の市民厚生常任委員会の所管事務調査で条例制定に向けて研究することとし、その後、県の聾学校および先進地視察を行ったほか、条例制定に向けて勉強会を実施しており、平成 31 年 2 月定例会での制定を目指して検討をしている。

(3) その他の主な取組

ア 事務局によるサポート体制強化の取組事例

平成 19 年、政令市移行の際に総務課調査室を調査課へ格上げした。  
平成 27 年、法制課経験者を配置した。  
平成 29 年、調査課の名称を調査法制課に改めた。

#### イ 子ども議会の実施

議場を利用し児童・生徒が議長や議員となって議論してもらうことで市議会及び市政への興味と理解を深めてもらい、その体験を実際の学校生活で役立ててもらうことを目的として、市内の小学校3年生から中学校3年生までを対象に子ども議会を実施している（平成19年8月から）。

#### ウ 新潟市議会災害対応指針および新潟市議会災害時行動マニュアルの策定

新潟市議会災害対応指針を策定し、災害発生時の議会及び議員の対応や新潟市議会災害時支援会議の設置等について規定した。同時に、新潟市議会災害時行動マニュアルを策定し、災害の発生から国、県、政党への支援依頼を行うまでの各区分における議員の行動などを規定した。（平成26年10月）

#### エ 主権者教育推進プログラムの実施

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを契機に、学校が実施する主権者教育に協力する取組みとして、議員が中学校及び高等学校等を訪問し、模擬市議会、ワークショップ、議会の傍聴・見学、議員との交流・意見交換を行うこととした（平成28年12月から）。

#### ⑫ 大学とのパートナーシップ協定作業部会の取組について

平成30年3月20日の議会改革推進会議で、作業部会を設置し、協定の締結に向けて協議を進めることを確認した。

#### (5) 主な質疑内容等

A 一般質問の質問者数について

Q 人数制限は特に行っていないが、慣例的に、各会派とも所属議員数の半程度程度の議員により一般質問を行っている。会期ごとに質問者は交代しているが、中には毎回質問する議員も存在する。

Q 委員会資料の事前配付について

A 所管事務の調査（報告）等に関して、執行部から正副委員長への事前説明をおおむね1週間前に行っている。ただし、議案の付随資料については事前説明は行っていない。また、議員への情報提供については、慣例として、報道機関へ同内容の情報提供を行う前に行っている。

Q 大学とのパートナーシップ協定の目的について

A 議会の政策立案・調査機能の充実強化を目的として、大学との協定を行っている。本市では市政調査会を開催して大学教授による講演を行うなど、市内の大学との協力体制を構築してきており、今後についても、大学からの提言・助言に期待を寄せているところである。

Q BRTの導入について

A 導入に関しては市民からも賛否双方の意見があり、反対意見も多い状況である。高齢者に向けた公共交通の充実というイメージがあるが、乗り換えの手間が不便であるとの意見もあり、検討中である。

Q 政務活動費収支報告書の公開について

A 政務活動費検討会の中で協議してきたが、平成19年から収支報告書の公開を実施しており、平成31年6月からは領収書の公開を開始することとした。

Q 議会報告会の開催について

A 本市では議会報告会を全8区で開催している。最近では出席者数が減少しているため、開催時間を短縮するなどして対応している。議員が分担して各区の議会報告会を運営しているが、自身の出身地ではない区に派遣するなどの配慮を行っている。

Q 決算審査特別委員会分科会における時間制限について

A 委員の発言について時間制限は設けていない。

Q 災害時マニュアルの表記について

A 国や県とのやり取りと同時に、各党派との情報交換も重要であると考えており、事務局から各政党への情報ルートを設定しているところである。

Q 請願・陳情の意見陳述の実施及び審査方法について

A 本市では請願・陳情について委員会で審査を行った後、その場で採決は行わず、採決を行う日を別途設けている。審査初日に請願・陳情提出者による意見陳述を実施しており、その後、各委員が意見を述べ合い、態度表明を行って委員会を閉会し、後日、採決日に議案等と同様に請願・陳情についても採決する。

Q 主権者教育プログラムについて

A 4つの意見交換プログラムを常備しており、申し込みに応じて議員を中学校・高校に派遣し、意見交換を行っている。また、今後はワークショップ形式による意見交換を開始する予定である。

Q 議会だよりの配布について

A 基本的には新聞折り込みによる配布を行っているが、新聞未購入世帯に対しては希望の有無にかかわらず郵送している。なお、自治会への送付や配布依頼等は行っていない。

#### 4 視察概要一②

##### (1) 視察先

新潟県長岡市

##### (2) 視察月日

10月19日(金)

##### (3) 対応者

長岡市議会 丸山 勝総 議長  
議会事務局議会総務課長  
議会事務局議会総務課主任



##### (4) 調査項目

###### ① 議会の構成について

- (1) 条例定数 34人(平成26年10月6日制定)
- (2) 会派所属議員数 31人

###### ② 議会の役職等について

###### (1) 正副議長の選出方法

本会議による投票を原則としている。(ただし、事前に各会派代表者会議で一本化の調整ができた場合は指名推選によることとしており、近年投票の例はない)

###### (2) 議選監査委員の選出方法

各会派代表者会議において調整のうえ選出している。調整ができなかった場合は、議員協議会で、投票により候補者を選出している。

###### (3) 常任委員会の正副委員長の選出方法

委員による互選(事前に各会派代表者会議において各常任委員会の正副委員長の割当を調整し、その割当に基づいて各会派が推選している)

###### ③ 本会議の質疑・質問等について

###### (1) 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

###### ア 代表質問・質疑

制度として代表質問は実施していない。

###### イ 一般質問(個人質問)

形態は一括、分割、一問一答、併用からの選択。発言時間は概ね60分。

回数制限はなし。演壇、質問席に残時間表示計を設置

(2) 通告方法について

ア 代表質問・質疑

制度として代表質問は実施していない。

イ 一般質問（個人質問）

定例会招集日の14日前から7日前まで議長あてに一般質問通告書を提出。

④ 討論について

(1) 通告方法について

あらかじめ議長あてに討論通告書を提出。

(2) 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

可としている。

⑤ 議会運営委員会について

(1) 定 数 12人

(2) 任 期 1年

(3) 設置根拠 長岡市議会委員会条例

(4) 委員及び正副委員長の選出方法

事前に各会派代表者会議において各常任委員会の委員の人数、正副委員長の割当を調整し、その割当に基づいて各会派が推薦している。

(5) 協議事項の決定方法

定例的な協議事項は正副委員長が決定（事務局が案を作成し決裁）

定例外の協議事項を加える必要がある場合は、あらかじめ各会派代表者会議で決定している。

(6) 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

今期は0件

⑥ 予算審査について

各常任委員会において審査している。

⑦ 決算審査について

(1) 特別委員会設置時期

9月定例会中

(2) 正副委員長の選出方法

委員による互選（事前に各会派代表者会議において各常任委員会の正副委員長の割当を調整し、その割当に基づいて各会派が推薦している）

(3) 審査方法

一般会計はあらかじめ定めた費目ごとに、特別会計は会計ごとに理事者の説明、質疑、意見、採決。その他事業会計は、会計ごとに理事者の説明、質疑、採決。

⑧ その他の特別委員会について

(1) 設置時期

継続的に設置するものは、改選後最初の本会議の議決による。その他必要に応じ設置するものは、必要の都度、本会議の議決による。

(2) 正副委員長の選出方法

委員による互選（事前に各会派代表者会議において各常任委員会の正副委員長の割当を調整し、その割当に基づいて各会派が推選している）

(3) 審査方法

設置目的に基づいた調査・研究が主で、議案や請願等が付託され審査が必要となる近例はない。

⑨ 常任委員会について

(1) 常任委員会数（定数）

委員会数 4（総務委員会の定数は 10 人、その他 3 委員会の定数は 8 人）

(2) 各常任委員会開催日数（うち閉会中の開催日数：平成 29 年実績）

37 日（閉会中の開催は 0 日）

(3) 閉会中の継続審査及び調査について →近例はなし。

(4) 請願・陳情の審査

ア 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

あり。

イ 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

請願審査における説明は、原則として紹介議員が行っている。参考人制度の運用の中に、無制限に請願者を参考人として出席を求めることの内容は慎重に扱うものとするとの記載がある。

(5) 傍聴者への資料提供について

実施している。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

(1) 平成 29 年の受理件数

請願 2 件

陳情 4 件

前年からの継続審査件数 請願 0 件、陳情 0 件

(2) 平成 29 年の処理状況

請願（採択 2 件、不採択 0 件、継続審査 0 件、取下げ 0 件）

陳情（採択 1 件、不採択 1 件、継続審査 1 件、取下げ 1 件）

(3) 請願と陳情の取扱いの差異

陳情は文書表は配付するのみで審査しない。

(4) 付託の時期

請願は定例会開会の 5 日までまでに提出されたものを当該会期で審査し、その本会議で所管の委員会に付託する。

(5) 審査方法

紹介議員による説明、質疑、意見、採決。

(6) 分割付託

請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は 2 以上の請願が提出されたものとみなす。

(7) 個人情報の取扱い

請願者（陳情者）が個人の場合、請願書（陳情書）を提出される際に、議会に配付される書類に氏名、住所が掲載されること、その書類は一般の方が閲覧することができるものとなることをあらかじめ伝えたくて受付する。

⑪ 議会改革等の各種取組について

(1) 議会活性化特別委員会の取組

1) 平成 24 年～平成 26 年 特別委員会設置

議決対象の拡大、一般質問における一問一答方式等の導入

2) 平成 29 年 6 月定例会で設置

- ・ 情報通信機器の活用（タブレット端末の導入等）
- ・ 通年議会の導入の検討
- ・ 議会基本条例の制定 他

(2) その他の取組

1) スポーツ振興条例（仮称）制定検討委員会

（平成 20 年 9 月～平成 30 年 6 月）

- ・ 長岡市スポーツ推進条例の制定

2) 政務活動費の透明性確保

- ・ 平成 29 年 7 月 領収書等の公表
- ・ 平成 32 年 7 月（予定）領収書等のインターネット公開

⑫ 政策条例制定への取組について

条例名	議決日 施行日	検討の場
長岡市食育基本条例	平成 26 年 3 月 17 日 平成 26 年 4 月 1 日	農業振興議員研究会 食育小委員会 食育基本条例検討会議
長岡市日本酒で乾杯を推進する条例	平成 26 年 6 月 30 日 平成 26 年 6 月 30 日	乾杯条例検討委員会
長岡市恒久平和の日条例	平成 27 年 7 月 23 日 平成 27 年 8 月 1 日	平和の日条例検討委員会
長岡市スポーツ推進条例	平成 30 年 6 月 25 日 平成 30 年 10 月 8 日	スポーツ振興条例(仮称) 制定検討委員会 政策検討会議

※平成 26 年度以降。

(5) 主な質疑内容等

Q 代表質問を行っていない理由について

A 各定例会において一般質問を実施しており、3月議会では慣例的に、会派を代表する旨を冒頭に発言した上での一般質問が行われている。議会活性化特別委員会において代表質問制の導入について協議を行ってきたが、各会派間の意見がまとまらず、導入は見送られている状況である。

Q 通年議会の見送りについて

A 現在、執行部との関係は良好であり、通年議会の導入による利点が特段見出せないこと、また、本市では例年、除雪のための補正予算に関して地方自治法179条に基づく専決処分により迅速に対応しているが、仮に通年議会を導入した場合、議案提案から議決に至るまでのタイムラグにより、現状と比較すると時間がかかってしまうことは避けられないため、市民生活への影響を考慮すると現状の形態が望ましいこと等の理由から、通年議会の導入は見送ることとなった。

Q 今後の議会改革の内容について

A 平成30年7月に議会基本条例制定検討委員会を設置し、本年度内の議会基本条例の制定に向け、検討を行っているところである。具体的な内容としては、議会報告会の開催、反問権の導入、議員間討議について、現在協議を進めている状況である。また、平成30年7月に全議員にタブレット端末を貸与し、グループウェア及びファイル共有システムの導入により、議会のICT化を図っているところである。

Q 請願審査時の紹介議員による趣旨説明について

A 請願審査の際には、最初に紹介議員から請願者の意向について5分程度で概要を説明し、請願文を朗読した上で審査を行っている。

Q 請願・陳情の取扱いについて

A 請願のみ審査を行い、陳情は文書表を配付するのみで審査は行っていない。国や県に対する意見書提出を求める陳情等も提出されているが、特に議会として対応は行っていない。

Q 議員定数を削減した理由について

A 市町村合併当時は議員定数が38人となったが、同程度の人口規模の自治体と比較すると議員数が多い状況であったため、各派協議の上で、現在の34人へと議員定数を削減した。なお、削減に反対の会派もあったため、採決時には賛成多数で可決された。